

総社市告示第120号

総社市市民提案型事業補助金交付要綱（平成26年総社市告示第22号）の一部を次のように改正する。

令和6年11月12日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、市民と行政が協働するまちづくりを推進するため、特定非営利活動法人、ボランティア団体、地域自治組織、その他まちづくり・地域づくり活動に取り組んでいる各種市民活動団体等に対し、予算の範囲内において、総社市市民提案型事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助金対象事業)</p> <p>第2条 補助金の交付対象事業は、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める団体から提案された、市内において実施する事業であって、総社市市民提案型事業審議会条例（平成25年総社市条例第8号）に定める総社市市民提案型事業審議会（以下「審議会」という。）による審査及び評価を経て、市長が別に定めるところにより採択したもの</u>（以下「補助事業」という。）とする。</p> <p>(1) <u>一般部門 5人以上で構成された団体</u></p> <p>(2) <u>ジュニア部門 事業を実施する年度の前年度の3月31日現在において12歳以上17歳以下である者3人以上で構成された団体であって、責任者（第4条に規定する交付申請時点において18歳以上である者に限る。）を有しているもの</u></p> <p>(補助金の額)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、市民と行政が協働するまちづくりを推進するため、特定非営利活動法人、ボランティア団体、地域自治組織、その他まちづくり・地域づくり活動に取り組んでいる各種市民活動団体に対し、予算の範囲内において、総社市市民提案型事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助金対象事業)</p> <p>第2条 補助金の交付対象事業は、総社市市民提案型事業審議会条例（平成25年総社市条例第8号）に定める総社市市民提案型事業審議会（以下「審議会」という。）による審査及び評価を経て、市長が別に定めるところにより採択した<u>事業</u>（以下「補助事業」という。）とする。</p> <p>(補助金の額)</p>

改正後	改正前
<p>第3条 補助金の額は、補助事業に要する経費の10分の10以内の額とする。ただし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を上限とし、補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。</p> <p>(1) 一般部門 50万円</p> <p>(2) ジュニア部門 10万円</p> <p>2 略</p>	<p>第3条 補助金の額は、補助事業経費の10分の10以内とする。ただし、<u>500,000円</u>を上限とし、補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。</p> <p>2 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日において、改正前の総社市市民提案型事業補助金交付要綱第2条の規定により採択されている補助事業に係る補助金については、なお従前の例による。